

高瀬小学校いじめ防止基本方針



よりよい答えを求めて、
ともに学び続ける高瀬っ子を育てる

令和8年4月
(令和8年4月改訂)

日田市立高瀬小学校

目 次

第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

- 1 基本理念 p. 1
- 2 いじめの定義 p. 2
- 3 学校及び職員の責務 p. 2

第2 いじめの防止等に関する具体的な取組

- 1 いじめ防止等の対策のための組織 p. 3
- 2 いじめの未然防止 pp. 4-5
- 3 いじめの早期発見 p. 5
- 4 いじめへの対応と学校の体制について pp. 5-9

第3 重大事態への対応について

- 1 重大事態とは p. 10
- 2 重大事態が発生した場合の学校の対応 pp. 10-11

第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、生命や身体に危険を及ぼすおそれもある深刻な問題です。そして、それは一部の児童だけの問題ではなく、**すべての児童生徒に関わる問題**であると考えております。

本校では、校訓「**真実・自主・協同**」を具体的に教育活動に落とし込み、子どもたち自身が定めた**心の憲法「高瀬っ子 子ども宣言」**を指導の柱としながら、すべての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に意欲的に取り組むことができるよう努めています。

私たちは、将来、郷土「日田」を支える人材を育成することを目標に、児童一人一人が礼儀を重んじ、夢の実現に向けて努力できるよう支援してまいります。また、自他を大切に、互いを尊重し合う**豊かな人間性と社会性の育成**を通して、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対するいじめを見過ごすことのないように指導しています。

「いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる」という意識をすべての教職員が共有し、**いじめの未然防止・早期発見**に日常から取り組んでまいります。そして、いじめが児童の心身に深刻な影響を与える、決して許されない行為であることを子どもたちが理解できるよう、継続的に働きかけてまいります。

また、いじめを認知した場合には、迅速かつ適切に対応し解決を図るため、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて対策を講じてまいります。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実績に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
「いじめ防止対策推進法 第十三条」

高瀬っ子 子ども宣言

第一条 いじめを見つけたら、勇気をもって注意します

第二条 困っている人がいたら、進んで相談にのります

第三条 自分がされていやなことは、人にはしないようにします

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第二条」

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行います。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校や学級、スポーツクラブ等、いじめられた児童と何らかの関係があることをさします。

「心理的又は物理的な影響を与える行為」には、以下のようなものがあるが、いじめには多様な態様があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネットや SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を行います。

なお、いじめの認知は、単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないようにするとともに、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策会議」を活用して行います。

3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めます。

特に、早期発見にあつては、児童生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過さないものとします。

第2 いじめの防止等に関する具体的な取組

1 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等対策委員会の構成

① 全体構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談CN・人権教育主任・学年主任・養護教諭・該当担任・SC・SSW・育友会長・学校運営協議会会長・地域児童生徒支援CN・スクールサポートスタッフ・学校医 等

② 日常的業務の協議（事務局）

教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談CN・人権教育主任・学年主任・養護教諭

③ 緊急会議

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談CN・人権教育主任・学年主任・養護教諭・該当担任（その他必要に応じて）SC・SSW・育友会長・学校運営協議会会長・地域児童生徒支援CN・スクールサポートスタッフ・学校医 等

(2) 専門部の構成

① 豊かな心部

② 確かな学び部

③ 健やかな体部

(3) 活動内容

① 定例会議

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見・解決支援に関すること
- ・学校基本方針及び生徒指導年間指導計画の策定に関すること
- ・学校基本方針及び年間指導計画に基づく取組検証や見直しに関すること

② 緊急会議

- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・重大事態への対応に関すること

(4) 開催日

① いじめ防止等対策委員会（毎月第4水曜日）

② 専門部会（毎月第1・4水曜日）

③ 「なやみアンケート」（4月・6月・8月・10月・12月・2月）

2 いじめの未然防止

(1) 基本的考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという現実を踏まえ、本校では**すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組んでいます。**

その一環として、児童自身がいじめの問題について自ら考えたり、話し合ったりする機会を設け、**いじめの防止に向けた主体的な行動**を促しています。

また、いじめの未然防止の基本は、児童一人ひとりが**心の通じ合うコミュニケーション力を育み、授業や行事などの学校生活に規律正しく、意欲的に参加できる集団づくり**にあると考えております。そのため、日々の授業づくりや学級経営を通して、互いを尊重し合える関係づくりに努めています。

なお、いじめの実態は、児童へのアンケートや聴き取り調査によって初めて明らかになることも少なくありません。いじめの被害を受けている子どもを支援するためには、**子どもたち自身の協力が不可欠**です。そこで、本校では児童に対して、傍観者になることなく、学校いじめ対策組織への報告など、**いじめを止める行動の大切さをしっかり伝えてまいります。**

さらに、子どもたちが集団の一員であることに自信と誇りを持ち、不要なストレスにとらわれず**お互いを認め合える学校風土**を育てていくことも大切にしています。

加えて、教職員の何気ない言葉や態度が子どもを傷つけたり、いじめの助長につながるような、**日頃から指導の在り方についても細心の注意を払ってまいります。**

(2) 未然防止に資する取組

① 豊かな心部

・みえる心☆プロジェクト

- @「スマイルタイム」(週1回朝の人間関係づくりプログラム)
- @「ホウホウレター」(友だちのよさ見つけ、月1回)
- @人権集会(全校学期1回)
- @チーム(縦割り班での清掃、集会、遊び)
- @親子読書

② 確かな学び部

・みえる学び☆プロジェクト

- @国語(「比較」「関連」「スタディログ」の観点でICTを利活用)
- @特別支援(個別の支援・指導計画の作成と活用、学期ごとの評価)
- @A Iドリル(3年生以上は持ち帰り)
- @「ばっちりプリント」(週末家庭学習。保護者による見取り)

② 健やかな体部

- ・みえる健康☆プロジェクト×家庭 ※家庭と連携して生活習慣を整えます。
 - @「さわやかデー」(手洗い・ハンカチ・爪・歯磨き)
 - @「元気ちょきん」

3 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることが多く、教師が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いという特性があります。

そのため、教職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、たとえ些細な兆候であっても「いじめではないか」と疑い、早い段階から児童に寄り添い、的確に対応していく姿勢が求められます。いじめを隠したり軽く扱ったりすることなく、積極的に認知し、向き合うことが何よりも重要です。

このため、日頃から児童の様子にしっかり目を配り、信頼関係の構築に努めながら、児童のちょっとした変化やサインを見逃さないよう、常にアンテナを高く保ってまいります。

あわせて、学校では定期的にアンケート調査や教育相談などを実施し、児童がいじめについて安心して相談できる体制づくりにも取り組んでいます。

また、本校では「学校いじめ防止基本方針」に基づき、アンケートや個人面談の実施方法、それらの結果の検証や、組織的に対応する体制についてもあらかじめ定めております。

なお、アンケートや面談などを通じて、子どもたちがいじめに関する悩みや情報を発信してくれることは、子どもにとって大きな勇気が必要な行動であることを、私たち教職員は深く理解しております。

このことを踏まえ、子どもから相談があった際には、学校の教職員が必ず迅速に対応し、誠実に受け止めることを徹底してまいります。

(2) 早期発見に資する取組

- ① いじめ防止等対策委員会（毎月第4水曜日）
- ② 欠席状況の把握（欠席理由を含めて毎日把握します。また、3日以上欠席した場合は必ず保護者と連絡を取ります）
- ③ 「なやみアンケート」（4月・6月・8月・10月・12月・2月）
- ④ 専門スタッフとの連携（スクールカウンセラー、心の相談員）
- ⑤ 教育相談コーディネーター等の活用

※もし、担任に言いにくい場合は、教育相談コーディネーターや養護教諭、スクールカウンセラー、教頭、校長等、お気軽にご相談ください。

4 いじめへの対応と学校の体制について

(1) 基本的考え方

いじめ防止対策推進法第23条第1項では、「学校の教職員、地方公共団体の職員、相談を受ける立場にある者、保護者は、児童からいじめに関する相談を受けた際に、いじめの事実があると認められる場合には、当該児童が在籍する学校への通報など、適切な対応を取らなければならない」と定められています。

これにより、学校の教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかに「学校いじめ対策組織」へ報告し、学校全体での組織的な対応につなげることが義務づけられています。

特定の教職員がいじめの情報を抱え込んで対策組織に報告しない場合、法令に反する可能性があるということも明記されています。

また、すべての教職員は、学校が定めた方針に従い、いじめに関する情報を正確に記録し、共有することが求められています。

組織内で情報を共有した後は、事実確認のうえ、被害を受けた児童を徹底して守ることを最優先とし、対応方針を組織的に決定します。

加害児童に対しても、その人格の成長を大切にしながら、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導を行います。

こうした一連の対応には、教職員全員の共通理解に加え、保護者の皆様のご理解とご協力、さらには関係機関・専門機関との連携が不可欠です。

なお、いじめに対しては、加害児童の謝罪があったからといって、それだけで問題が解決したと判断することはありません。「いじめが解消された」と判断するには、少なくとも次の2つの要件を満たす必要があります。

- ① いじめ行為が止んでいること
 - ② いじめを受けた児童の心身の苦痛が十分に軽減され、安心して学校生活を送れていること
- 加えて、必要に応じてその他の事情も慎重に考慮しながら、総合的に判断いたします。

(2) いじめの「解消」に関する基準と学校の対応について

いじめの対応において、「いじめが解消された」と判断するためには、単なる謝罪や表面的な終息ではなく、以下の2つの要件を満たす必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対して、心理的または身体的に影響を及ぼす行為（インターネットを通じたものを含む）が完全に止んでいる状態が一定期間続いていることが必要です。

- ・この「一定期間」は、少なくとも3か月間を目安とします。
- ・ただし、いじめの被害の重大さなどにより、さらに長期の期間を必要とする場合は、学校いじめ対策組織または学校設置者の判断でより長い期間を設けることがあります。
- ・行為が止んでいないと判断された場合は、改めて期間を定めて、状況を引き続き注視いたします。学校では、この期間中、被害児童・加害児童の様子を継続的に見守りながら対応してまいります。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ行為が止まっているかどうかを確認する時点で、被害児童本人が心身に苦痛を感じていないと確認できることがもう一つの要件です。

- ・この確認は、本人および保護者との面談などを通して丁寧に行います。
- ・学校は、いじめが解消に至るまでは、被害児童の安全と安心を最優先に守る責任を負います。
- ・そのため、学校いじめ対策組織では、支援の継続に向けて、教職員間の情報共有、役割分担、支援内容などを具体的にまとめた「解決支援プラン」を作成し、確実に実施してまいります。

③ いじめ解消後も「見守り」は継続します

- ・上記の要件を満たし、「いじめが解消された」と判断された後も、それはあくまで一区切りに過ぎない段階です。
- ・いじめの再発防止のため、学校では、被害児童・加害児童双方の様子を引き続き日常的に丁寧に観察し、必要に応じた支援を続けます。

④ 学校・教育委員会・専門機関との連携

- ・いじめ対応を行う際には、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士などの専門家や、研修支援の提供を受けます。

(3) いじめを発見したとき・通報を受けたときの対応

遊びやふざけ合いのように見える行為であっても、いじめの疑いがある場合には、直ちにその場で行為を止めさせます。また、児童や保護者から「これはいじめではないか」という相談や訴えがあった際には、真摯に耳を傾け、丁寧に対応します。

ささいな兆候であっても、早期に的確な対応を取ることが重要です。その際には、いじめを受けた児童や、いじめを知らせてくれた児童の安全を最優先に確保します。

いじめを発見、または通報を受けた場合は、学校に設置されている「高瀬小学校いじめ防止等対策委員会」で速やかに情報共有を行い、委員会を中心に関係児童からの聴き取り等を行って事実確認を進めます。

事実確認の結果は、校長が責任をもって日田市教育委員会へ報告し、また、被害児童および加害児童の保護者へも速やかに連絡をいたします。

なお、学校や教育委員会が指導を行ってもなお、いじめの改善が見られず、犯罪行為に該当すると認められる場合や、児童の生命・身体・財産に重大な危険が及ぶ恐れがある場合には、所轄警察署に相談または通報し、必要な援助を求めます。

(4) いじめを受けた児童生徒および保護者への支援

いじめの被害に遭った児童への聴き取りを行う際は、「あなたが悪いのではない」ということをしっかりと伝え、自尊感情を傷つけないように配慮します。また、児童のプライバシーを尊重しながら、今後の対応を進めてまいります。

被害児童の心理には、以下のような傾向が見られます。

- ・親に心配をかけたくない、いじめがさらにひどくなるのではという不安から、事実を言い出せない。
- ・表面的には明るく振る舞うが、内面では苦しんでいる。
- ・自分を責め、自信を失う。
- ・ストレスを他児童に向けてしまう など

こうした子どもの複雑な心情を理解したうえで、丁寧に支援してまいります。

いじめを認知した場合には、家庭訪問などを通じて速やかに保護者に状況をお伝えし、児童を守り抜く姿勢と秘密保持の配慮をお伝えし、不安を軽減いたします。

状況に応じて複数の教職員による見守り体制を構築し、児童が安心して学校生活を送れるよう支援します。必要に応じていじめた児童の別室指導や、出席停止の措置も講じ、教育環境を確保します。また、スクールカウンセラーや福祉関係者など専門機関との連携も積極的に行います。

いじめが解決したと判断される場合であっても、継続的な見守りと支援を行い、再発防止

と保護者への適切な情報提供に努めます。

(5) いじめた児童およびその保護者への指導と助言

いじめに至る児童の心理的背景には、以下のような要因があると考えられます。

- ・ からかいや遊びの感覚で行った
- ・ 自分が標的になるのを避けたくて加わった
- ・ 被害者にも原因があると考えて正当化している
- ・ 家庭や地域の影響によるストレスのはけ口となっている
- ・ 他者の違いを受け入れる柔軟さに欠ける など

このような背景を理解しつつ、事実関係の聴き取りを行い、いじめが確認された場合には、複数の教職員が連携して、必要に応じて専門家の支援も受けながら、組織的に再発防止に努めます。

保護者にも速やかに連絡し、事実を共有したうえで、学校と協力して継続的な指導・支援ができる体制を整えます。

児童には、いじめが重大な権利侵害であることを理解させ、自己の行為への責任を自覚させるとともに、心のケアにも配慮しながら健全な成長を支援します。

プライバシーにも十分配慮しつつ、孤立感や疎外感を与えないよう、教育的配慮のもとに指導を行い、必要に応じて出席停止や警察との連携も検討します。

また、必要に応じて、学校教育法第 11 条に基づく懲戒措置も視野に入れつつ、感情的な対応に陥らず、教育的な目的と配慮をもって取り組んでまいります。

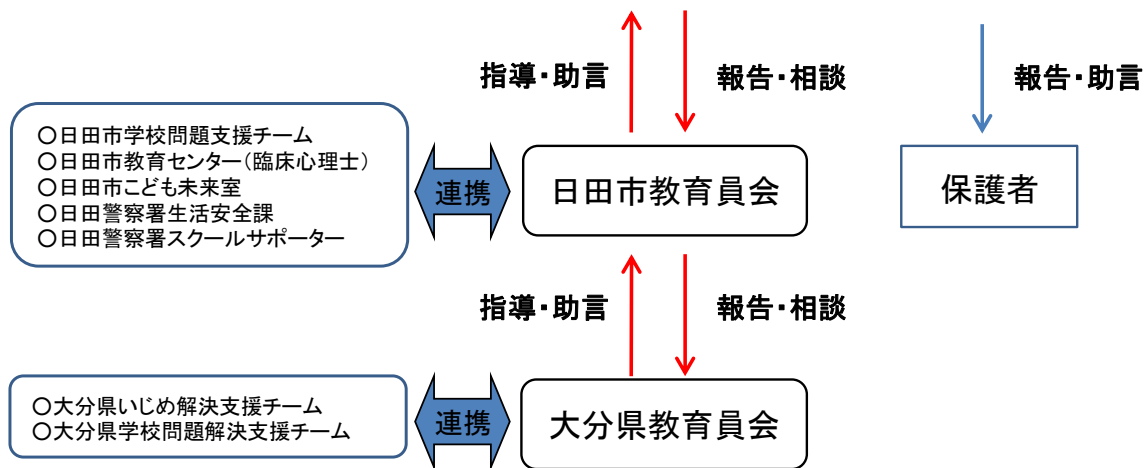
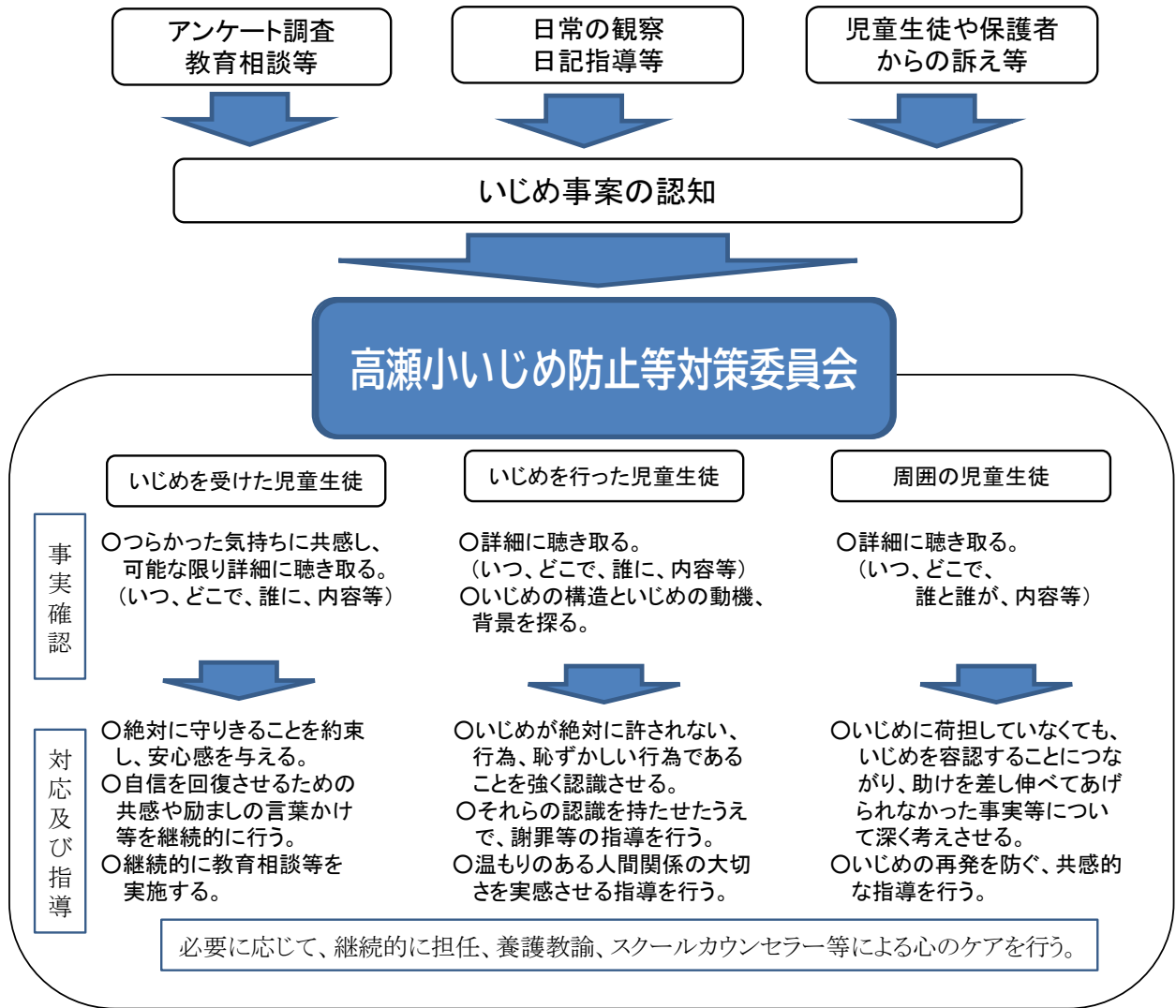
(6) インターネット上でのいじめへの対応

これからの情報化社会に対応するため、SNS 等の利便性やリスク、いじめの予防や対処法などを学ぶ情報モラル教育を、総合学習などの機会を活用し、専門家の協力も得ながら推進しています。あわせて、保護者の皆様にもご理解とご協力をお願いしています。

教職員は、アンケートや相談活動を通じて、児童の SNS 利用の実態やその中での人間関係を積極的に把握し、ささいな兆候でも見逃さず、早期対応と情報共有に努めます。

ネット上の不適切な書き込み等については、保存・記録のうえ、拡散防止のために削除を要請するなどの措置を取り、必要に応じて警察や法務局と連携して対応いたします。

いじめ発生時の対応



第3 重大事態への対応について

1 重大事態とは

「重大事態」とは、いじめによって次のような深刻な影響が生じたと思われる場合を指します。

- ・児童の生命や身体、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が長期間にわたり学校を欠席せざるを得ない状態になっていると認められる場合

ここでの「長期間」とは、年間30日を目安としていますが、連続した欠席など児童の状況によっては、校長が適切に判断いたします。

また、児童本人や保護者から「いじめが原因で重大な事態に至った」との申し出があった場合には、重大事態が発生したものと受け止め、適切かつ丁寧な対応を取ります。

2 重大事態が発生した場合の学校の対応

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに日田市教育委員会へ報告を行い、対応にあたります。そのうえで、校長がリーダーシップをとり、学校に設置している「高瀬小学校いじめ防止等対策委員会」を基に、外部の専門家（スクールカウンセラーやスクールサポーターなど）を加えた「高瀬小学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行います。事案の内容によっては、日田市教育委員会が設置する「日田市学校問題支援チーム」や、大分県教育委員会の「いじめ解決支援チーム」等に、助言や支援を求めることもあります。

(1) 調査の実施

重大事態に関する調査では、いじめに至った経緯や背景、人間関係の課題、教職員の対応などについて、できる限り広い視点で事実を明らかにすることを目的としています。

この調査は、責任の追及を目的とするものではなく、あくまで事態の適切な対処と、今後の再発防止につなげることを目的としています。そのため、学校は、必要に応じて「日田市学校問題支援チーム」等と連携し、積極的に資料提供を行い、調査結果を尊重して、主体的に改善策に取り組んでまいります。

(2) 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた児童や保護者に対し、他の児童の個人情報やプライバシーに十分配慮したうえで、事実関係や必要な情報を、適切な方法と時期で丁寧にご説明いたします。また、アンケートなどを通じて得られた情報を提供する場合には、事前に在校児童および保護者の皆様へ、その目的と内容についてご説明いたします。

(3) 調査結果の報告

学校が行った調査の結果については、日田市教育委員会に報告いたします。

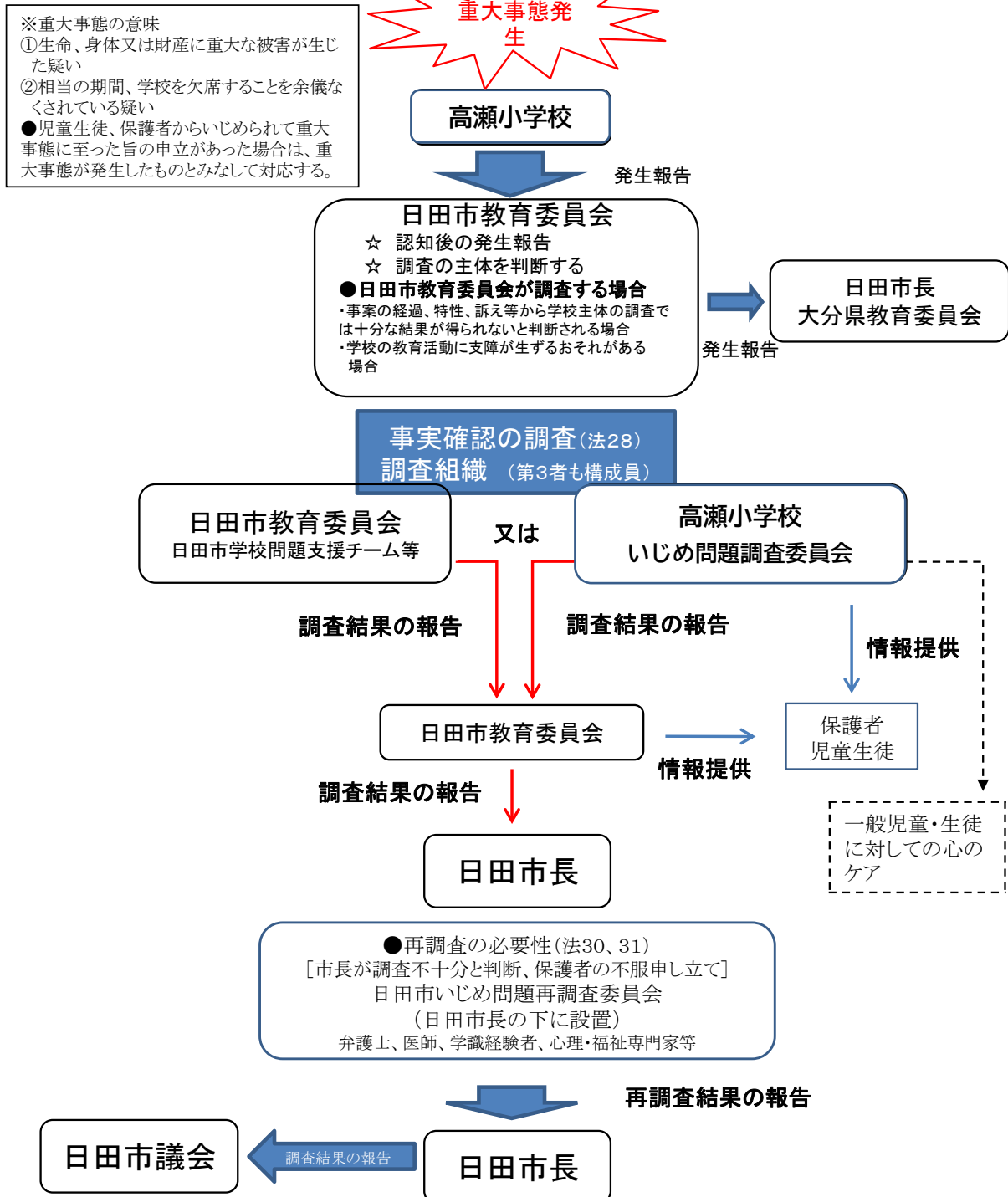
また、いじめを受けた児童やその保護者が希望される場合には、ご本人の所見を文書としてまとめたものを、調査結果と併せて教育委員会に報告することも可能です。

(4) 教育委員会が調査主体となる場合

日田市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、学校は教育委員会の指示に基づき、「日田市学校問題支援チーム」への資料提出など、調査への協力を誠実にを行います。

すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめに関する事案には丁寧かつ真摯に向き合い、保護者の皆様とも連携しながら、組織的かつ継続的な対応を進めてまいります。

重大事態発生時の対応



当該重大事態と同種事態の発生の防止